

全ト協発第 419 号(企)
令和 7 年 11 月 27 日

都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 寺 岡 洋 一
(公 印 省 略)

**国土交通省「荷主・物流事業者の取組状況に関するフォローアップ調査」
及び「働き方改革に伴うトラック業界の実態調査」の実施について**

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 4 月 1 日から施行されているところですが、改正法第 49 条では、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けた荷主・物流事業者等の取組状況に関する調査を行い、その結果を公表するものと規定されております。

今般、国土交通省から、同規定に基づき「荷主・物流事業者の取組状況に関するフォローアップ調査」及び「働き方改革に伴うトラック業界の実態調査」を実施する旨、通知がありました。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、標記調査の実施につきまして、貴協会会員事業者に対し周知・ご協力依頼をお願いいたしたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 調査の種類

(1) 「荷主・物流事業者の取組状況」に関するフォローアップ調査

- ・ 主要な荷主等の荷待ち・荷役等時間の短縮、積載効率の向上等に関する取組状況等を把握するためのアンケート調査を行うもの。

(2) 働き方改革に伴うトラック業界の実態調査

- ・ 通常期における代表的な 1 日の運行について、発荷主・着荷主側それぞれで、運転時間、荷待ち・荷役時間等の項目を調査するもの。

2. 調査対象事業者

全てのトラック事業者

3. 調査の方法

インターネットを用いた Web 調査及び調査票配布による調査

※11/25 以降、順次案内ハガキが全事業者に送付されています。

4. 実施時期

令和 7 年 11 月 25 日から 1 か月間

5. 本アンケート調査に関する問い合わせ先

「荷主・物流事業者の取組状況」に関するフォローアップ調査 事務局

TEL: 03-4316-6102

(受付時間: 月～金 10:00～17:00 祝日・年末年始(12/27～1/4)を除く)

国交省 URL (https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/information/details/post_11.html)

以 上

◇本件お問い合わせ先

全日本トラック協会 企画部 電話: 03-3354-1037

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 物流政策課長
国土交通省物流・自動車局 貨物流通事業課長
(公印省略)

物資の流通の効率化に関する法律に基づく調査等の実施について (協力依頼)

荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境の整備に向けた「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）が第213回通常国会で成立し、令和6年5月15日に公布され、一部を除き、令和7年4月1日から施行されているところです。

改正法による改正後の「物資の流通の効率化に関する法律」（平成17年法律第85号）では、令和7年4月1日より、荷主に対して、①積載効率の向上等、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮のために取り組むべき措置について努力義務を課しております。また、同法第49条において、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けた荷主・物流事業者等の取組状況に関する調査を行い、その結果を公表するものと規定されており、同規定に基づき、この度「荷主・物流事業者の取組状況に関するフォローアップ調査」を実施いたします。また、過去にも実施した「働き方改革に伴うトラック業界の実態調査」についても合わせて実施いたします。

つきましては、上記の「荷主・物流事業者の取組状況に関するフォローアップ調査」及び「働き方改革に伴うトラック業界の実態調査」について、貴傘下会員への周知及び回答への協力依頼をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 調査の種類

(1) 「荷主・物流事業者の取組状況」に関するフォローアップ調査

- ・貨物のやりとりがある主要な荷主等の荷待ち・荷役等時間の短縮、積載効率の向上等に関する取組状況等を把握するためのアンケート調査を行うもの。

(2) 働き方改革に伴うトラック業界の実態調査

- ・通常期における代表的な1日の運行について、発荷主・着荷主側それぞれで、運転時間、荷待ち・荷役時間等の項目を調査するもの。

2. 調査対象事業者

全てのトラック事業者

3. 調査の方法

インターネットを用いたWeb調査及び調査票配布による調査

4. 実施時期

令和7年11月下旬から1か月間

以上